

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第三部 労働政策

## 第二編 政府の労働政策

## 第八章 賃金政策

## 第三節 三七〇〇円ベースの設定をめぐる賃金安定策の動揺過程

一九四八年の初頭以来、米国の対日政策は国際情勢に対応して日本を自立安定させる方針に転換するにいたった。このことは一月六日の陸軍長官ロイヤルの声明によって明らかにされ、さらに三月九日発表されたストライク委員会の報告書が、日本の賠償緩和方針を指示することによって具体化の方向にむかった。その後ドレーパー陸軍次官が来朝するに及んで、米国の対日援助が一層積極化し、対日物資援助強化、集中排除緩和方針、綿花借款成立、綿花回転基金の設定、ガリオア・エロア資金の設定等が続々具体化された。このような情勢下にあつて特に重要な問題として提起されたのは外資の導入であつた。

芦田内閣の政策のねらいも、外資導入の受入れ態勢整備のため、資本の採算条件を確立することにあつたのである。かくして低賃金、低米価を基礎とした物価体系の再構築は、二、九二〇円ベースの賃金を前提とした上で鉄道、郵便の値上をはじめとした一連の物価改訂をおこない、その改訂値上りのはね返りをおりこんで賃金ベースを三、七〇〇円に固定したのであつた。

この三、七〇〇円ベース算定の根拠は次のようなものである。

一、六月の民間平均給与額を三、七〇〇円と推定し、これに一、〇二四六倍という係数を乗じて三、七九一元を出し、これを官庁従業員給与平均額としている。この係数は臨時給与委員会で決定答申された「民間給与に対する官庁従業員給与の比率」が採用された。係数の算定は次の様に行われている。

- 1 第一次修正係数一・一五 毎月勤労統計報告もれを考慮したもの。
- 2 第二次修正係数一・〇八 地域、男、女、年齢、労職別の四つの構成差を表わすもの。
- 3 労働時間修正係数  $6.6/8=0.825$

二、民間給与水準は次のような方式で算定された。

総理庁統計局の毎月勤労統計による工業労働者全国平均賃金は三月迄しか発表されていないから、六月は推定値をとらなければならない。それには

(a)長期間にわたる三ヵ月移動平均値(昭和二二年二月—昭和二三年二月)の直線傾向

$$Y=594,264+177,467X$$

によつて六月は三七八九である。

(b)短期の傾向を原値昭和二二年一二月と昭和二三年一月を結ぶ線の一月から四分の一点と昭和二三年二月と三月の midpoint との両点の直線を延長すれば六月 三、五三〇円となる。

(c)昭和二三年三月を結ぶ直線の延長によるもの六月 三、六六〇円

(a)(b)(c)の値の平均は三、六六〇円であり、これをラウンドナンバーで、三、七〇〇円とする。

### 三、官庁従業員給与の一月と六月の実質賃金比較

一月給与二、九二〇円から勤労所得税額三七九円(扶養家族一・五人)を引いた手取額は、三、七九一円から改正案による税額九四円を引いた手取額は、三、六九七円である。

消費者価格数(C・P・I)は一月二八六・二 五月推定値三四一・二であり、物価補正による実効価格の上昇率二二・一%をみこむ。一月の手取額を一〇〇として六月は一〇〇・一となる。

### 四、財政的見地からみた場合は次のことが考慮される。

a 三、七九一円を給与平均額とする場合、人件費は一般会計、特別会計及び地方歳出国庫負担分を合せて約一、一〇〇億である。一例として四、〇〇〇円ベースをとると官公吏給与水準は四、〇九八円となるが、この場合人件費は約八〇億増加とみこまれる。これは民間産業物価ベースとしての賃金水準を三、七〇〇円として官公吏ベースのみを上げた場合である。

b 物価ベースを四、〇〇〇円とし官公吏給与をこれに均衡させるときは、更に物価高による物件費の値上りを考慮しなければならない。それは約一〇〇億である。従って両者の合計二〇〇億である。税収入額を五〇億と見込んでも一五〇億が赤字となる。これは賃金ベースを八・一%上げたことと同様であり、このような高い給与水準は財政の均衡を破壊させる結果となる。

以上説明した様に政府の三、七〇〇円給与水準は、次の三つの視点から総合的に検討して決定されたものなのである。すなわち第一には民間給与との均衡、第二は財政的見地、第三は実質賃金の維持である。

芦田内閣が右のように算定した三、七〇〇円ベースを基礎とした物価体系と、四八年度予算とを漸くつくりあげたと思ったのもつかのま、タバコの値上げや、取引高税の新設等にみられる間接税の増大、価格差補給金と復金資金の撒布等は、四月以降日銀券を急ピッチに増発せしめ、一時停滞したかにみえたインフレーションは又もや昂進する勢を示して物価体系をおびやかしたのであった。このような結果をもたらしたのは、四八年度予算が表面的には収支の均衡とインフレの抑制を標榜していたにもかかわらず、財政の均衡を単に一般会計にのみとどめて、特別会計では膨大な赤字を擁していたことの当然の結果であり、資本にとってはインフレよりも、それによる賃金の値上りが、すなわち採算条件が最大の関心事だったのである。ここに賃金、物価の悪循環をたちきるという名目のもとに、賃金安定の問題がやかましく論議されるにいたった根拠がある。すなわち、一九四八年六月四日本会議における北村蔵層相の財政演説で強調された外資導入を支柱とする中間安定策の正体も、インフレの抑制よりは、資本主義の本格的再建のための採算条件の確保に重点があったことはいうまでもない。この点は、その後経済安定本部によって作製された「中間安定策の第一次試案」にあらわに表明されている。この「中間安定策」は、官僚の作文にすぎず、後に「長期復興計画」とのかねあいによってたなあげされたものではあるが、資本家的体制整備のための体系的政策において賃金政策の占める地位を明らかにしている点で、注目に価するのである。

この「中間安定策」の基本方針としては、一、労働不安の一掃による勤労態勢の確立、二、生産増強、三、輸出振興、四、財政収支の実質的均衡の確保、五、金融統制の強化の五項目があげられ、安定のための時期を、準備期間、安定第一期、(一九四八年一月から)、安定第二期(第一期の目標を達成した時期からおそくも一九五〇年三月ごろまで)と三期になっている。

安定第一期の措置として第一にあげられているのは賃金と物価の悪循環を断ちきるための措置である。その内容は一、実質賃金の向上と、その向上策を要件として直接的な賃金安定策を講ずる。二、右の安定策では基準賃金を超える賃金要求のための争議行為を禁止する。三、賃金の紛争解決の爲には国家的基礎に立つ最終的決定機関を設立する。四、労働能率向上のための職場責任制、職階給与制能率増進制度の普及を図る。次に援助物資の完全有効利用、生産輸送面の措置、輸出振興、物価面における措置、流通秩序の確立、財政金融面における措置等の項目があげられている。

安定第二期の方針は国際経済への参加態勢を確立するとともに、単一為替レートの設定によって外資導入と輸出の増進をはかることが基本方針とされて居り、そのための措置には物価体系の国際水準化が強調されている。

以上の「中間安定策」によって資本主義の再建政策の全貌はほぼ明らかであるが、そのなかで能率増進制度と不可分な賃金安定策が特にクローズ・アップされていることが知られるであろう。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---